

大宝三丁目東地区地区計画における建築物等 に関する制限早見表

名 称		大 宝 三 丁 目 東 地 区 地 区 計 画	
面 積		約 1. 4 h a	
基本となる規制	用 途 地 域	第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域	
	容 積 率 建 ぺ い 率 高 さ 制 限 外壁後退距離	1 0 0 %以下 5 0 %以下 1 0 m以下 1. 0 m以上	
	高 度 地 区	—————	
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 する 事 項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1. 3戸以上の長屋住宅 2. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3. 学校 4. 公衆浴場
		建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1 戸建て住宅及び兼用住宅 1 2 0 m ² 2 戸の長屋住宅 2 4 0 m ²
		建 築 物 の 高 さ の 最 高 限 度	—————
		建 築 物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	建築物の色彩は、良好な住環境に調和するものとし、広告物、看板等についても、周辺の住環境を損なわないものとする。
		備 考	大宝三丁目東地区地区計画の決定 平成12年11月7日